

平成 29 年 8 月 22 日

## 公営企業会計適用の取組状況

このたび、平成 29 年 4 月 1 日時点における公営企業会計適用の取組状況について調査し、その結果を取りまとめましたので公表いたします。

- 総務省では、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で「集中取組期間」とし、公営企業会計へ移行することを要請している(\*)。
- 特に、下水道事業及び簡易水道事業については、「重点事業」と位置づけ、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等については、集中取組期間内に移行することが必要であるとしている。
- これを踏まえ、総務省では平成 27 年度から公営企業会計適用の取組状況を調査しており、平成 29 年 4 月 1 日時点における公営企業会計適用の取組状況については、人口 3 万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 98.8%、簡易水道事業で 92.6%となっており、前回の平成 28 年 4 月 1 日時点における当該取組状況と比較して下水道事業で 5.9 ポイント、簡易水道事業で 6.6 ポイントの上昇がみられる。
- また、人口 3 万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 24.8%、簡易水道事業で 42.0%となっており、前回の平成 28 年 4 月 1 日時点における当該取組状況と比較して下水道事業で 3.3 ポイント、簡易水道事業で 1.1 ポイントの上昇がみられる。
- 総務省では、こうした公営企業会計適用の取組状況を毎年度調査し、結果を団体・事業別に公表することとしている。

\*:「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日付け総務大臣通知)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000336548.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000336548.pdf)

「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成 27 年 1 月 27 日付け総務省自治財政局長通知)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000336549.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000336549.pdf)

○ 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人以上の団体〕

(単位:団体)

	下水道事業(※1)				簡易水道事業(※3)					
	団体数(構成比)		公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)		団体数(構成比)		(参考)H28.4.1時点調査			
				(参考)H28.4.1時点調査				(参考)H28.4.1時点調査		
① 適用済	325	(39.3%)	325	(40.0%)	289	(35.5%)	180	(57.9%)	120	(38.1%)
② 適用に取組中	479	(58.0%)	478	(58.8%)	467	(57.4%)	108	(34.7%)	151	(47.9%)
小計(①+②)	804	(97.3%)	803	(98.8%)	756	(92.9%)	288	(92.6%)	271	(86.0%)
③ 検討中	11	(1.3%)	8	(1.0%)	50	(6.1%)	23	(7.4%)	39	(12.4%)
④ 検討未着手	11	(1.3%)	2	(0.2%)	8	(1.0%)	0	(0.0%)	5	(1.6%)
合計	826	(100.0%)	813	(100.0%)	814	(100.0%)	311	(100.0%)	315	(100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	831		818		819		315		317	

○ 公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人未満の団体〕

(単位:団体)

	下水道事業(※1)				簡易水道事業(※3)			
	団体数(構成比)		(参考)H28.4.1時点調査		団体数(構成比)		(参考)H28.4.1時点調査	
				(参考)H28.4.1時点調査				(参考)H28.4.1時点調査
① 適用済	66	(8.1%)	56	(6.8%)	181	(31.0%)	107	(18.3%)
② 適用に取組中	136	(16.7%)	122	(14.7%)	64	(11.0%)	132	(22.6%)
小計(①+②)	202	(24.8%)	178	(21.5%)	245	(42.0%)	239	(40.9%)
③ 検討中	258	(31.6%)	254	(30.6%)	121	(20.7%)	121	(20.7%)
④ 検討未着手	356	(43.6%)	397	(47.9%)	218	(37.3%)	224	(38.4%)
合計	816	(100.0%)	829	(100.0%)	584	(100.0%)	584	(100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	821		832		588		587	

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

(※4) 「⑤その他」は、地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等

(連絡先)

自治財政局公営企業課

担当: 石田係長、杉井

電話: 03-5253-5634

FAX: 03-5253-5640

E-mail: [koueityousa@soumu.go.jp](mailto:koueityousa@soumu.go.jp)